

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷五十第

行發日一月十年一十正大

論叢

傳統派の社會連帶思想

階級に就いて

經濟と自由

時論

時論

物價調節問題

營業稅論

說苑

租稅負擔の地方別研究

雜錄

一九二一年英領印度勞働爭議

小賣相場と卸賣相場

文學博士 米田庄太郎

文學博士 河上肇

文學博士 高田保馬

經濟學士 堀經夫

法學博士 河田嗣郎

法學博士 小川郷太郎

法學士 汐見三郎

法學士 柴田規矩三

法學士 汐見三郎

説苑

租稅負擔の地方別研究

沙見三郎

第一緒言

租稅は強制的の公課である。従つて租稅を負擔する私經濟は非常な苦痛を感じ、經濟界が好況で各私經濟に餘裕のある時にても此苦痛を輕減せんと努力する。然れども好景氣の際に行はるゝ租稅負擔輕減の運動は多少御祭り氣分を帯びて居る。かの經濟界の傾向逆轉し人氣險惡となれる時の廢減稅運動に至つては、全く事情を異にするのである。私經濟の窮迫の結果第一に問題となるのは強制的支出即ち租稅であつて、窮乏せる私經濟は此方面に於て幾分の餘裕を求めんとする。故に不景氣の際に於ける廢減稅運動は云はば生存の問題に交渉を有するものであつて、近來租稅負擔の問題が漸く眞劍味を帯び來つた所以も全く此點に立脚してゐる。

現に我國の當面の問題として、都會と地方との兩方面に於て租稅負擔過重の非難が起つてゐる。田舎の農民が租稅の負擔に耐え兼ね地方費の輕減を求むるが其一である。營業稅廢止を正面の綱領とし、實業界の有識者が組織的運動に従事せるが其二である。故に我國現實に於ける租稅

負擔の問題は農業者對商工業者を中心として波紋を畫いてゐるのである。而して此波紋は財界の不況と相まつて其渦卷を大にしてゐる。

我國の租稅負擔が公平なりや否やの問題は、財政理論より演繹的に研究する事が出来るが、更に方針を變じ理論上の公平負擔が實際上幾何迄有効に行はれ得るかを調べる必要がある。而して此歸納的研究たるや、單に學術的興味ををゝるに止まらず、應ては現實の我國の租稅負擔の問題を解決するに必要缺くべからざるものである。以下余は農業者と商業者との比較に重心を置き、我國の租稅負擔の狀況につき統計的研究を試みる。先づ研究方法を明にする。

第二 租稅負擔の研究方法

租稅負擔の輕重は、通常租稅負擔額を分子とし、戶數、人口數、財産、所得等を分母とする分數にて示されてゐる。而して分母が財産額又は所得額の如く金額にて示さるゝ時には租稅負擔は相對數にて現はれ、戶數、人口數等の金額以外の數なる時は絕對金額となるのである。故に租稅負擔を研究するに當つては、此分數の分子と分母との兩部分を明にするを要する。

第一は分子たる租稅負擔額の問題である。我國の租稅は大體國稅と地方稅との二つに分れる。租稅と名のつくもの全部従つて國稅地方稅の合計を網羅するのも一方法である。かの租稅負擔の國際比較の如き場合には此方法が用ひられてゐる。然れども一國の内部に於て——例へば商業者と農業者との——負擔を比較する際には、更に限定を加へる必要がある。蓋し國稅の少からざる

部分には——嘗て小川博士の算定せられし如く——間接税が存在してゐるからである。間接税の負擔なるものは納税者より擔税者に轉嫁するを常とするが故に、負擔分散の結果を生じ、特定の私經濟が幾何の間接税を負擔せりやを明にするを得ない。従つて間接税を除きたる租税即ち轉嫁の可能少き租税にして、始めて、租税負擔の研究對象となり得るのである。即ち國税に於ては直接國税のみの負擔額を調べ得るのである。次に地方税は或は直接國税の附加税として又は特別税として徴收せられてゐる。又課税主體の如何により地方税を更に府縣税と市町村税とに分つ事が出来る。我國の現代にありては地方税の負擔が可なり重大なる問題となつてゐるから、此方面にも是非着目する必要がある。要するに租税負擔額として分子に掲ぐべきものは直接國税と地方税との兩者である、假に直接税なる名を以て呼んで置く。

第二は分母の問題である。分子たる租税負擔額は此分母を得て始めて意味をなすのである。蓋し租税負擔額其者は單にそれだけの事實であつて、他の事實と結び付いて始めて意味をなすからである。普通、分母として人口、戸數を採用し一人當り又は一戸當り租税負擔額を調べる事となつてゐる。現に主税局統計年報書の如き次の數字を發表してゐる。

年	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四十二年	四十二年	四十三年	四十四年	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
一戸當り	三・四	三・四	三・四	三・四	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六
一人當り	五・五	五・五	六・〇	六・五	五・九	五・九	六・〇	七・五	九・〇

然れども租税の負擔額なるものは、人口幾何戸數幾何につき幾億圓と定まつたものでなく、從

1) 小川博士：間接税の整理を論ず (經濟論叢第十四卷 106-107頁)
 2) 主税局第三十七—四十七回統計年報書：直接税負擔額表

つて一人當り一戸當り租税負擔額に上下の限界を附し得るものでもない。尤も租税を負擔するのは一國に住する人民なるが故に租税負擔と人口、戸數との間に關係の存する事は疑なき事實であるが、——かの人口統計の場合と異り——其關係は決して直接的のものでない。租税負擔額との關係がヨリ一層密接なるものを求むべくんば、寧ろ擔稅者の經濟力を反影すべき財産又は所得を擇ばねばならぬ。然らば所得、財産の何れに決すべきか。兩者の中財産は靜的なるが故に公債の如き一時的性質を有するものと比較するのが便利である。反之租税は經常收入にして各私經濟は年々之を負擔せねばならぬから、租税負擔額と比較すべき經濟力としては財産よりも寧ろ動的の所得の方が優つてゐる。

租税負擔を調査する標準として、第一に分子として直接國税と地方税とよりなる直接税を採用し、第二に分母として所得を算定し、直接税額と所得額との比率の大小によつて租税負擔の輕重を示す事とした。茲に問題となるのは租税負擔の輕重を現はすべき此分數を簡別的に算定すべきや又は綜合的に研究すべきやの點である。綜合的研究にあつては國民經濟全體の立場より出發し各私經濟の負擔に及ばんとするのである。簡別的方法とは各私經濟其者につきて標本調査を行ひ以て結論を下さんとするのである。農業者及び商業者の租税負擔を調べるに當つても、此二つの態度が分れるのである。

第三 直接税負擔の標本調査

商業者と農業者との租稅負擔の輕重に關し、從來種々の標本調査が試みられてゐる。今其代表的のものとして、神戸博士の引用せられた調査と、最近發表せられたる福島縣農會、帝國農會の調査を掲げる。

神戸博士の引用せられたのは、明治四十三年の宇都宮稅務監督局の調査にかゝる材料である。

自由所得に對する全直接稅の割合(明治四十三年宇都宮稅務監督局調査)

農業者	工業者	商業者	利殖者	自由職業者
55.6%	57.2%	59.3%	57.1%	32.9%

此數字によれば農民は商工業者よりも二割方重き直接稅を負擔してゐるのである。更に博士は最近の材料により同様の結論を得られた様である。

帝國農會の名に於て發表せる商農租稅負擔比較は大正十年度の調査にかゝり、大體次の内容を有してゐる。

商農租稅負擔比較(帝國農會調査)

一、調査主體

東京市芝區白米商

流動資本一萬圓、一ヶ年賣上八萬圓、純益五千圓

愛知縣西春日井郡地主

田地主町步畑七町步所有、契約小作料高三百石

二、大正十年度租稅負擔額

(イ)總額(圓)		(イ)反步當り(圓)	
所得稅	3,041.00	同附加稅	400.00
營業稅	1,800.00	同附加稅	2,300.00
自轉車稅	500.00	荷車稅	1,800.00
家屋稅	300.00	同附加稅	2,250.00
計	5,741.00		
		地租	1,050.00
		所得稅	1,500.00
		縣稅	2,270.00
		村稅	600.00
		知	1,000.00
			1,000.00
			2,270.00
			600.00
			600.00

3) 神戸博士:租稅負擔の理論及實狀研究の一節(財政問題 348頁)

4) 神戸博士:我邦の營業稅を論ず(經濟論叢第十四卷 703頁)

三、所得額に對する租稅負擔率
 四、直接國稅と地方稅との割合

		計	
		1920年	1921年
(口) 直接國稅	直接國稅	3,350.00	3,520.00
	地方稅	2,510.00	2,600.00
直接稅合計		5,860.00	6,120.00
所得額	直接稅合計	5,860.00	6,120.00
	所得額	1,226,000.00	1,270,000.00
所得額に對する租稅負擔率		0.47%	0.48%
直接國稅と地方稅との割合	直接國稅	59.0%	57.0%
	地方稅	41.0%	43.0%

此結果を眞なりとせば、農業者は商業者の三倍の租稅を負擔してゐる。而して商業者が直接國稅六割地方稅四割の割合なるに、農業者は國稅二割五分地方稅七割五分である。

福島縣農會に於ては大正九年度及び十年年度の兩年度にわたり農商工租稅負擔比較を行つた。帝國農會の調査と共に官報に轉載せられてゐる。

農商工租稅負擔比較 (福島縣農會調査)

一、租稅負擔額	農業者		商業者		工業者	
	大正九年度	大正十年度	大正九年度	大正十年度	大正九年度	大正十年度
直接國稅	5,070.00	5,070.00	4,820.00	4,820.00	2,620.00	2,620.00
地方稅	4,000.00	4,000.00	1,200.00	1,200.00	800.00	1,200.00
直接稅合計	9,070.00	9,070.00	6,020.00	6,020.00	3,420.00	3,820.00
所得額	5,860.00	5,860.00	5,860.00	5,860.00	5,860.00	5,860.00
所得額に對する租稅負擔率	154.8%	154.8%	102.7%	102.7%	58.3%	65.2%

說苑 租稅負擔の地方別研究

第十五卷 (第四號一四五) 六一三

福島市の農工商と云ひ、此統計に現はれたる私經濟其者が、果して我國に於ける農業者商工業者の典型的のものなりや否やに至つては、頗る疑無きを得ないのである。問題は當該私經濟を標本として調査客體に選擇せし事をれ自身に存してゐるのである。更に租稅負擔の比率を示す際に用ひたる分母たる所得が問題である。神戸博士の時には自由所得となり、福島縣農會にては稅務署の所得決定額となり、帝國農會にては純益又は契約小作料になつてゐる。此分母の定め方一つで負擔の輕重に非常に異つた數字を齎するのである。

要するに本調査は、農業者商業者の租稅負擔を各私經濟に關し標本的に調査したるに止まり、かの統計に重んずべき悉皆大量觀察の點が欠けてゐるのである。問題を明瞭ならしむる爲めに、箇別的研究を離れて國民經濟的立場より綜合的研究を試みる必要がある。

第四 直接稅負擔の地方別研究

農業者と商業者との租稅負擔につき悉皆大量觀察を行はんとせば、我國全體に於ける農業者の租稅負擔額と所得金額と割合を明にし、是を我國全體の商業者の租稅負擔と所得金額との割合に比較せねばならぬ。然し此事は現今の我國に於ては不可能に屬してゐる。又たとへ凡ての商業者凡ての農業者の齎す全部の所得と租稅負擔額とを明にし得た所で、農業者の營む商人的事業、商業者の従事する農業的事業を如何に取扱ふべきかに就て問題を生ずる。悉皆大量觀察につかんとせば商農の區分が曖昧となり、又商業所得と農業所得との區別を明確ならしむる爲めには標本調

查の弊に陥るを免れ得ないのである。茲に研究方法は行詰まらざるを得ない。

余は嘗て我が國民所得の地方別研究を試みたのである。而して、東京を中心とする關東地方、大阪を中心とする近畿地方、仙臺を中心とする東北地方、名古屋を中心とする中部地方、廣島を中心とする中國地方、丸龜を中心とする四國地方、熊本を中心とする九州地方の各地方に於て、國民所得の分配及び構成に異常なる差別あるを明にした。國民所得の構成を見るに、東京大阪を中心とする關東近畿の兩地方は商工業所得殊に法人所得に重心を置いてゐる。然るに他の地方に於ては——特に東北地方を極端とするが——農業に依存する事が比較的大である、故に我が國民經濟なるものを商工業中心の地方と農業中心の地方とに分つ事が出来る。此地方的差異ある事に着眼し、余は此等各地方の直接税負擔の狀況を明にしたいのである。農業地方と商工業地方との租税負擔の狀況異らば、以て農業者と商工業者との租税負擔の輕重を比較するに便なるが故である。租税負擔を示すに當り、分子としては直接國税及び地方税の負擔額を採用し、國民所得の金額を分母としたのである。國民所得を算定するには種々の方法が存在してゐるが、余は大體所得税の課税物件となつてゐるもの及び此より直に推定し得らるゝものゝみを國民所得としたのである。従つて性質上所得税を課せられざるもの、金額の關係上所得税の課税の範圍外にあるもの、所得税を連脱せる國民所得の三種は、之を除外した。其結果分母たる國民所得は所謂國民所得なるものより増加し、他面此分母を以て租税負擔額を割りたる租税負擔の比率は一般に算定せられてゐる數字よりも増加する事となつた。然れども材料の同一性を保つ關係上、此方法が優つてゐるの

6) 拙稿：我が國民所得の地方別研究(經濟論叢第十四卷619-636頁828-850頁)

熊 本		九 龍	
直 接 國 稅	七,七七七	六,五三三	六,四九七
府 縣 稅	五,四三六	五,七七一	五,四三六
市 町 村 稅	五,四八四	五,九七九	五,四八四
直 接 稅 合 計	八,九〇〇	九,八八七	九,八八七
國 民 所 得	三,七三三	三,三三三	三,三三三
直 接 稅 合 計	一,六一七	一,六一七	一,六一七
府 縣 稅	一,一七一	一,一七一	一,一七一
市 町 村 稅	一,一四六	一,一四六	一,一四六
直 接 稅 合 計	二,三〇三	二,三〇三	二,三〇三
國 民 所 得	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
直 接 稅 合 計	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
國 民 所 得	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

以上は明治四十二年より大正八年に至る過去十一年間の直接税及び國民所得の地方別記録である。直接税は之を直接國税と地方税とに分ち、地方税を更に府縣税、市町村税に區分して置いた。租税の數字も國民所得の數字も大正四年迄は一進一退の形であつたが、五年以後は逐年増加してゐる。特に大正五年以後の國民所得の増加の勢は著しきものがある。これ大體の趨勢である。更に各地方の數字を調ぶるに、其傾向に遲速の差ありて、全國の夫れとは異つた趣を有してゐる。

第五 直接税負擔に現はれたる地方的色彩

直接税の負擔額及び其細分と國民所得額との絶對額は前述の通りである。此等の數字を根據と

して相對數を算定し、以て直接税負擔が地方によりて如何に異なるかを明にせねばならぬ。

直接税負擔額が國民所得に占むる割合を見るに次の如くである。全國及び各地方につき、直接税、地方税及び其合計が國民所得に對して占むる割合を算出したものである。

年	全國			東京			大阪			名古屋			札幌		
	直接税	地方税	合計	直接税	地方税	合計	直接税	地方税	合計	直接税	地方税	合計	直接税	地方税	合計
明治四十二年	12.1%	10.1%	22.2%	11.0%	8.0%	19.0%	12.0%	10.0%	22.0%	12.5%	10.5%	23.0%	12.5%	10.5%	23.0%
同 四十三年	12.5%	10.5%	23.0%	11.5%	8.5%	20.0%	12.5%	10.5%	23.0%	13.0%	11.0%	24.0%	13.0%	11.0%	24.0%
同 四十四年	13.0%	11.0%	24.0%	12.0%	9.0%	21.0%	13.0%	11.0%	24.0%	13.5%	11.5%	25.0%	13.5%	11.5%	25.0%
大正元年	14.0%	12.0%	26.0%	13.0%	10.0%	23.0%	14.0%	12.0%	26.0%	14.5%	12.5%	27.0%	14.5%	12.5%	27.0%
同 二年	14.5%	12.5%	27.0%	13.5%	10.5%	24.0%	15.0%	13.0%	28.0%	15.0%	13.0%	28.0%	15.0%	13.0%	28.0%
同 三年	15.0%	13.0%	28.0%	14.0%	11.0%	25.0%	15.5%	13.5%	29.0%	15.5%	13.5%	29.0%	15.5%	13.5%	29.0%
同 四年	15.5%	13.5%	29.0%	14.5%	11.5%	26.0%	16.0%	14.0%	30.0%	16.0%	14.0%	30.0%	16.0%	14.0%	30.0%
同 五年	16.0%	14.0%	30.0%	15.0%	12.0%	27.0%	16.5%	14.5%	31.0%	16.5%	14.5%	31.0%	16.5%	14.5%	31.0%
同 六年	16.5%	14.5%	31.0%	15.5%	12.5%	28.0%	17.0%	15.0%	32.0%	17.0%	15.0%	32.0%	17.0%	15.0%	32.0%
同 七年	17.0%	15.0%	32.0%	16.0%	13.0%	29.0%	17.5%	15.5%	33.0%	17.5%	15.5%	33.0%	17.5%	15.5%	33.0%
同 八年	17.5%	15.5%	33.0%	16.5%	13.5%	30.0%	18.0%	16.0%	34.0%	18.0%	16.0%	34.0%	18.0%	16.0%	34.0%

直接税合計が國民所得に對する割合を全國に就て見るに、明治四十二年より大正四年迄は三割二三分を占め、大正五年以後二割臺に下つてゐる。これ世界戰爭を中心として租税負擔額の増加以上に國民所得が増加したからである。此を各地方に比較するに、全國平均率以下のものは東京大阪の二地方のみにて他地方は凡て其以上の負擔である。仙臺に至りては常に四五割の所を維持してゐる。又世界戰爭を中心としての負擔率の減少は東京大阪のみが特に著しく、他地方は概して徴々たるものである。要するに東京大阪の二地方は元來租税負擔率少く且つ戰爭以來減少の度も大であつた。然るに他の地方に於ては元來多き負擔率が、戰爭以來輕減せらるる所が少かつたのである。

以上の事實の中、租税負擔率の減少が地方により異なる事を注目せねばならぬ。他の諸地方は、大阪東京の二地方に比較し、租税負擔額の増加の割合が國民所得の増加の割合に對し相對的に大であつたのである。大阪東京の二地方に比し他の地方の租税負擔額が相對的に大なりとせば、其大ならしめしは果して如何なる種類の租税なりや、更に研究を要するのである。

大正八年の直接税負擔率を見るに、全國平均は二二・五%、而して最低は東京の一五・五%、最高は仙臺の四二・六%にして後者は前者の二十八割に當るのである。而して直接國税は全國平均一〇・四%にして、最低東京の九・三%に對し最高仙臺の一三・三%は約十四五割となつてゐる。結局直接國税の上下の幅四五割は直接税全體の上下の幅十八割より小であるから、租税負擔の此不平均を惹起したる原因は之を地方税に求むる外はないのである。かくて問題は地方税に移るのである。更

に市町村税を見るに全国の七四%平均に對し、東京三五%仙臺一七八%であつて最高は最低の五十一割に及んでゐる。故に租税負擔については地方税の研究特に市町村税に注目せねばならぬ。試に直接税全體の中、府縣税、市町村税よりなる地方税及び直接國税が如何なる割合を占めてゐるかを算定して、次の千分比を得る事が出來た。

年	全 國			東 京			大 阪		
	直接國税	地方税	直接税計	直接國税	地方税	直接税計	直接國税	地方税	直接税計
明治四十三年	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%
同 四十二年	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%
同 四十一年	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%
同 四十年	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%
大正元年	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%
同 二年	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%
同 三年	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%
同 四年	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%
同 五年	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%
同 六年	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%
同 七年	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%
同 八年	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%	12.1%	87.9%	1,000%

説 苑 租税負擔の地方別研究

第十五卷 (第四號 一五五) 六三三

全國中、直接國稅が地方稅より多くを占むるは大阪東京の二地方あるのみ、而して其他の地方に於ては、殆んど凡て地方稅の一部分たる市町村稅が遙に全直接國稅を凌駕してゐるのである。思ふに商工業所得が中心をなせる地方殊に法人所得が重心となれる地方にては、國稅が過半を占め地方稅の割合は比較的小である。之に反し、然らざる地方に於ては、地方稅殊に市町村稅の負擔が大にして延ては全體の租稅負擔をも大ならしめてゐる。而して相反したる二つの傾向は年と共に顯著となつてゐる。

第六 結 論

以上、我國に於ける租稅負擔の狀況を一瞥したのである。而して余は從來行はれたる標本調査の外に悉皆大量觀察の統計方法として租稅負擔の地方別研究を試みたのであつた。而して凡ての調査の共通的結論として、商業者と農業者との租稅負擔に關し、次の事實を認める事が出来る。

一、農業者の租稅負擔は商業者に比し大なる事

二、農業者の租稅負擔の大なるは、國稅其者よりも寧ろ地方稅殊に市町村稅の多額なるに原因する事

勿論上述の標本調査以外に幾多の標本調査の方法もあり、又大量觀察にしても余の試みし地方別研究以外に尙研究の餘地が少からず存してゐる。又上述の研究の物體は直接國稅と地方稅とに限られてゐたが、更に間接稅の負擔に至つては審に考究する必要がある。然し大體に於て農民と

商業者との負擔を比較した心算である。

抑も我國の税制は——間接税を除きて考ふれば——直接國税と地方税との對立よりなり、而して直接國税は所得税と地租營業税の收益税とに基礎を置き、地方税は戸數割を中心として成立してゐる、かくて財政理論の上に於ては租税制度の大殿堂が嚴然存し、公平負擔の理想も一應は貫徹せられてゐる譯である。然れども其負擔關係の内部に立入り調べるに、理論を裏切る幾多の不都合なる事實が伏在してゐる。余はもとより租税の演繹的研究の必要を認むるものである。然しながら其適用に限度のある事を忘れてはならない。故に演繹理論を試みるに共に、其時、其所に應ずる歸納的研究を絶えず積み、以て理論の足らざる所を補はねばならぬ。本研究の目的とする所は全く此點に存するのである。

最近我國の税制は大に改められ又將に大に改められんとしてゐる。現に國税に於ては所得税の修正あり、地方税に於ては戸數割の改正を見たのである。又近く財産税の新設、營業税地租の地方委譲を機として國税地方税の全體に對し根本的に改革の斧が加へられる事であらう、従つて明治四十二年乃至大正八年の租税負擔狀態を調査したる余の研究とは、多少異りたる負擔關係を生じ又は生せんとしてゐるかも知れない。何れにしても我が國民經濟は食糧を供給する農業者と其他の人々との間に負擔の不公平の無い様に努めねばならぬ。而して此が目的を達する爲めに單に机の上の立案をなすに止まらず、租税負擔の實際統計數字について議論を進めたいものである。